

神奈川県農地中間管理事業
の推進に関する基本方針

令和5年11月

神奈川県

神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本県の農業は920万を超える県民の身近にあって、野菜や果樹などを中心に高い技術力を生かして農用地を高度に利用した土地生産性の高い農業が行われており、経営規模の拡大が必ずしも生産コストの削減に直結しない農業経営となっている。

一方、本県においても担い手の高齢化と減少が進んでおり、新たに農業経営を営もうとする者の就農促進や農業生産の中核を担う農業者の育成が必要となっていることから、農地中間管理事業の実施により、都市農業ならではの地域の実情に即した多様な担い手を育成、確保しながら、担い手が利用する農用地の面積の増加を図る。

	現在 (令和4年度)	概ね10年後 (令和14年度)
耕地面積①	18,000 ^{※1} ha	16,600 ^{※2} ha
うち担い手が利用する面積②	4,361ha	5,000ha
②/①	24%	30%

※1 令和4年耕地及び作付面積統計（農林水産省）より

※2 かながわ農業活性化指針（令和5年3月）の総合的な数値目標（令和14年）より

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 農業生産基盤の整備等により担い手が利用する農用地の分散の状況を解消し、農用地の集約化を進めることで、農業経営の効率化及び高度化を図る。
- (2) 再生可能な遊休農地については、復旧や改良などを行い、担い手の意向に即した耕作可能な農用地とし、遊休農地の解消に努め、農地の有効利用を推進する。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化と農用地の有効利用を進める中核的な事業体と位置づける。
- (2) 県と機構は、地域計画の策定主体である市町村、加えて農業委員会、農業協同組合など関係機関との連携を密にして、地域計画の実現に向けて農地中間管理事業を推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、農地中間管理事業を円滑に実施するため、市町村、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に、その同意を得た上で業務を委託することができる。
- (2) 機構は、市町村等から提出される農用地利用集積等促進計画の案や農業委員会からの要請に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成することを基本とする。

5 農地中間管理事業に関する普及啓発

- (1) 県と機構は、地域計画の策定・見直しのプロセスにおいて、市町村等と協同して、地域の関係者に機構の活用方法等について、幅広く周知徹底を図る。
- (2) 県と機構は、説明会等により農地中間管理事業の推進を図る。

6 関係機関との連携及び協力

県と機構は、市町村（農業委員会を含む）、神奈川県農業協同組合中央会、神奈川県土地改良事業団体連合会など関係機関と情報交換を行い、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の活用を図る。